

26 年度

第 3 回短答確認テスト

問題用紙

【特許・実用新案】 1

特許法に規定する拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 期限を徒過した不適法な審判の請求は、その補正をすることができないものであるから、決定をもってこれを却下することができる。
- (ロ) 拒絶査定不服審判において、さらに審査に付すべき旨の審決があった場合、審査官は拒絶をすべき旨の査定をすることができる場合はない。
- (ハ) 拒絶査定不服審判において、口頭審理による審判をするときは、審判書記官は、調書の作成に関して審判長の命令を受けた場合において、その作成を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる場合がある。
- (ニ) 前置審査において、審査官が、審判請求書が不適法なものであると認めたときは、その審査官は、請求人に対し、審判請求書の補正を命じなければならない。
- (ホ) 前置審査において、審査官は、拒絶査定不服審判の請求前にされた補正が、特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件（いわゆる新規事項の追加の禁止）を満たしていないと判断したときは、決定をもってその補正を却下した上で、審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【特許・実用新案】 2

特許権等について、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 試験又は研究のためにした特許発明の実施により生産された物を業として販売する行為については、特許権の効力が及ぶ。
- (ロ) 特許権侵害訴訟において、特許請求の範囲に記載された構成と対象製品の構成に異なる部分が存する場合であっても、その異なる部分が特許発明の本質的部分であるときは、対象製品の当該構成の異なる部分が特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、当該対象製品は、特許発明の技術的範囲に属すると解される。
- (ハ) 特許権侵害訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるときは、特許権者は、相手方に対しその権利を行使することができないが、当該相手方の攻撃又は防御の方法が、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、当該特許を有効なものとみなすことができる。
- (ニ) 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないが、願書に添付した明細書の記載、図面及び要約書の記載を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
- (ホ) 特許法上の規定によれば、第1年から第3年までの各年分の特許料の納付がなくても特許権の設定の登録がされる場合がある。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

### 【特許・実用新案】 3

特許異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、証拠調べをすることができる。
- 2 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合することができるの特許法に規定されている。
- 3 特許異議の申立てに係る特許を取り消すべき旨の決定は、決定の謄本の送達により確定する。
- 4 特許庁長官は、特許異議の申立てをする者により特許異議申立書が提出されると、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。
- 5 特許異議の申立てについて特許を維持すべき旨の決定がなされたときは、特許異議申立人は、利害関係人であっても、当該特許に対し、特許異議の申立ての理由と同一の理由に基づいて特許無効審判を請求することができない。

【特許・実用新案】 4

特許法に規定する罰則又は特許料に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 法人の従業者が、その法人の業務に関して審査官を欺いて虚偽の資料を提出し、特許要件を欠く発明について特許を受けた場合、従業者は3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処せられ、法人に対しては両罰規定により300万円以下の罰金刑が科せられる。
- (ロ) 特許法の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、過料に処せられる。
- (ハ) 過誤納の特許料の返還を受ける場合、及び、特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の既納の各年分の特許料の返還を受ける場合は、いずれの場合であっても、納付した者の請求を要する。
- (ニ) 秘密保持命令に違反した者に対して公訴を提起するには、告訴を要しない。
- (ホ) 特許料の納付期限までに特許料の納付がなく、その後、所定の追納期間内に特許料の追納がなかったが、特許料の追納による特許権の回復の規定により特許権が回復した場合、当該特許権の効力は、納付期限経過の翌日に行われた、当該特許権に係る発明の実施行為に及ぶ。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】5

特許法に規定する総則及び雑則に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 甲及び乙が共同して特許出願を行い、その後、甲を代表者に定めて特許庁に届け出たときは、当該共同出願についての拒絶査定不服審判の請求は、代表者の甲が単独で行うことができる。
- (ロ) 法人でない社団は、代表者又は管理人の定めがあったとしても、当該社団の名において特許異議の申立てをすることができない。
- (ハ) 手続をする者の委任による代理人である弁理士の代理権は、本人の死亡、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によって消滅する。
- (ニ) 特許無効審判において特許権者甲が証拠調べを申し立てた後、その特許権の全部を乙に移転した場合、特許庁は特許権の当該移転後も証拠調べの申立てがあったものとして取り扱わなければならない。
- (ホ) 在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう。）に付して発送することができるが、当該書類を発送することが困難な状況が3月間継続した場合、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官は、公示送達をすることができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【特許・実用新案】 6

特許出願に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 外国語書面出願Aの特許出願人甲は、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、その特許出願の日から1年4月以内に提出せず、特許庁長官からの通知を受けた後、経済産業省令で定める期間内にも提出しなかったため、外国語書面出願Aは、取り下げられたものとみなされた。翻訳文を提出しなかったことが、故意ではなく、甲の責めに帰することができない理由によるものである場合、甲が翻訳文を提出するためには、回復手数料を納付しなければならない。
- (ロ) 特許出願人により、願書に添付した特許請求の範囲について補正がされた結果、特許請求の範囲の請求項1の記載を引用する請求項2及び特許請求の範囲の請求項1の記載を引用する請求項3に、同一の発明が記載されることとなった。請求項2に係る発明と請求項3に係る発明とが同一である記載となることは、拒絶の理由にならない。
- (ハ) 甲は、外国語書面出願をするにあたり、甲が外国においてした特許出願を参照すべき旨を主張する方法により、願書に明細書及び必要な図面を添付せずに、特許出願をすることができる。
- (ニ) 発明の詳細な説明に、その発明に関連する文献公知発明に関する情報の開示がない場合、審査官は、特許法第36条第4項第2号に規定する要件を満たしていないことを理由として、事前に出願人に意見書を提出する機会を与えることなく、直ちに拒絶の理由を通知することができる。
- (ホ) 2以上の発明を包含する外国語書面出願の一部を分割して1又は2以上の新たな外国語書面出願とした当該外国語書面出願の出願人は、常に、当該分割の日から2月以内にその新たな外国語書面出願に係る外国語書面の翻訳文を提出しなければならない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 7

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 請求項 1 及び 2 からなる実用新案登録の請求項 1 について、無効審判が請求された。審判は職権主義によって貫かれているため、請求項 2 についても審理の対象となることがある。
- 2 実用新案登録出願があったときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は却下された場合を除き、実用新案権の設定の登録がされる。
- 3 実用新案権者から実用新案技術評価の請求があったときは、審査官は、実用新案技術評価書を作成するとともに、その謄本を請求人である実用新案権者に送達しなければならない。
- 4 実用新案登録無効審判の答弁書提出期間内に、答弁書の提出とともに願書に添付した実用新案登録請求の範囲が訂正された場合、審判請求人は、訂正書の副本の送達があった日から 30 日以内に限り、相手方の承諾を得ることなく、その審判の請求を取り下げることができる。
- 5 実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から 2 月を経過するまでに誤記の訂正を目的として願書に添付した明細書の訂正をし、当該期間経過後に実用新案登録無効審判が請求された場合、答弁書提出期間内であれば、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とした訂正を 1 回に限りすることができる。

【特許・実用新案】 8

特許法に規定する審判又は再審に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 延長登録無効審判は、特許権が存続している期間に限り請求することができる。
- (ロ) 特許異議の申立てにおける確定した取消決定に対しては、再審を請求することができない。
- (ハ) 審判長は、特許無効審判において、審判請求書の請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合であって、当該補正を許可するときは、当該補正後においても無効審判請求に理由がないと認められる場合であっても、当該補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。
- (ニ) 特許無効審判の請求人が、事件について審判官に対し陳述をした後に、当該審判官が被請求人を補助するための参加人と婚約関係にあることを理由に当該審判官に対する忌避の申立てをした場合、これを認める決定がされることはない。
- (ホ) 審判における証拠調べにおいて、当事者が文書提出命令に従わないときは、そのことを理由として、審判官は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【特許・実用新案】 9

特許法第 29 条の 2（いわゆる拡大された範囲の先願）及び第 39 条（先願）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願についても、同様とする。

- 1 甲は、自らがした考案イを、実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した実用新案登録出願 A をした後、出願 A を特許出願 B に変更した。出願 A について実用新案掲載公報は発行されなかった。出願 B の特許請求の範囲、明細書又は図面には、考案イと同一である発明イが記載されており、出願 B は出願公開された。乙は、自らがした発明イを、特許請求の範囲に記載して、出願 A の出願の日後であって出願 B への変更前に、特許出願 C をした。この場合、出願 C は出願 A 又は出願 B をいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- 2 甲が特許請求の範囲に発明イを記載して特許出願 A をした日の後、乙が特許請求の範囲に発明イを記載して特許出願 B をした。出願 A については、出願公開がされることなく、また、特許請求の範囲が補正されることなく、拒絶をすべき旨の査定が確定した。その後、出願 B が審査される場合、特許請求の範囲に発明イが記載された出願 A の拒絶をすべき旨の査定が確定していることにより、出願 A をした日の後に出版された出願 B も、出願 A を先願として特許法第 39 条第 1 項の規定により拒絶される。
- 3 甲は、自らがした発明イを、特許請求の範囲、明細書又は図面に記載した特許出願 A をし、その後、出願 A は出願公開された。乙は、自らがした発明イを、特許請求の範囲に記載して、出願 A の出願公開後に、特許出願 B をした。この場合、出願 B は、出願 A をいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される。
- 4 甲は、特許請求の範囲に発明イが記載された特許出願 A をした。乙は、出願 A と同日に、特許請求の範囲に発明イ、及び発明イと同一でない発明ロが記載された特許出願 B をした。その後、特許庁長官から、甲及び乙に協議をしてその結果を届け出るべき旨が命じられた。しかし、甲及び乙は協議をすることなく、乙は、出願 B の特許請求の範囲の記載から発明イを削除して発明ロのみとする補正をし、甲及び乙は協議の結果の届出を提出しなかった。この場合、協議が成立しなかったものとみなされるから、出願 A 及び出願 B は、いずれも特許法第 39 条第 2 項の規定により拒絶される。
- 5 甲は、自らがした発明イを、特許請求の範囲、明細書又は図面に記載した特許出願 A をし、その後、出願 A は出願公開された。乙は、自らがした発明イを、特許請求の範囲に記載して、出願 A の出願の日後であって出願 A の出願公開前に、特許出願 B をした。この場合、出願 B の出願人が、乙から甲へ

名義変更されれば、出願B及び出願Aの出願人が同一となるから、出願Bは出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。

【特許・実用新案】 10

特許出願における手続の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもないものとする。

- 1 外国語書面出願における外国語書面に記載されているが、外国語書面の日本語による翻訳文に記載されていない事項を誤訳訂正書の提出によらないで、当該出願に係る明細書に追加する補正をした。この補正は、常に、拒絶理由（特許法第 49 条）にも無効理由（同法第 123 条）にも該当する。
- 2 甲は、発明イ及びロが特許法第 37 条（発明の単一性）に規定する要件を満たしていないにもかかわらず、特許請求の範囲に発明イ及びロを記載して特許出願 A をした。A に対する最初に受けた拒絶理由通知において、イについては進歩性欠如の判断が示されたが、ロについては、イとの関係で同法第 37 条（発明の単一性）に規定する要件を満たしていないことを理由として、特許をすることができないものか否かについての判断が示されなかった。これに対し、甲は、当該拒絶理由通知で指定された期間内に、A の特許請求の範囲において、イを削除してロのみを残す補正をした。この補正は、常に、拒絶理由（同法第 49 条）にも無効理由（同法第 123 条）にも該当する。
- 3 甲は、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する最後に受けた拒絶理由通知で指定された期間内に、願書に添付した特許請求の範囲について補正をするとともに意見書を提出したところ、審査官は当該補正を決定をもって却下し、拒絶をすべき旨の査定をした。このとき、甲は、当該補正の却下の決定に対して不服を申し立てることができる場合はない。
- 4 特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する最後に受けた拒絶理由通知に対して特許請求の範囲について補正がされた場合において、審査官は、当該補正の目的にかかわらず、常に、補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるか否か判断し、当該発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないものであるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- 5 特許出願人は、最初の拒絶理由通知を受ける前であれば、特許法第 48 条の 7 の規定による通知（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）を受け、同条の規定により意見書を提出する機会として指定された期間が経過した後でも、明細書等の補正をすることができる。

【特許・実用新案】 11

特許法に規定する実施権等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。
- 2 裁定に係る書類については、当事者、当事者以外の者であってその特許に関し登録した権利を有するものから、当該当事者等の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものに限り、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧を制限できる。
- 3 甲の先願特許発明を利用する乙の後願特許発明がある場合に、乙は、当該先願特許発明について、特許法第92条第3項の規定による裁定による通常実施権を取得した。この場合、乙の当該後願特許発明に係る特許権が乙の実施の事業と分離して移転しても、乙の通常実施権は消滅しない。
- 4 甲の特許出願の日前の意匠登録出願に係る乙の意匠権がその特許出願に係る甲の特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、原意匠権者乙は、原意匠権の範囲内において、当該特許権について通常実施権を有し、甲は、乙から相当の対価を受ける権利を有する。なお、甲の特許権に専用実施権は設定されていないものとする。
- 5 特許庁長官は、特許法第83条第2項に規定する不実施の場合の通常実施権の設定の裁定をした後で、通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、職権で裁定を取り消すことができ、裁定の取消しがあったときは、通常実施権は裁定のときからなかったものとみなされる。

【特許・実用新案】 12

訂正審判、特許無効審判及び延長登録無効審判並びにその不服申立ての手續に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 審判長は、特許無効審判に係る請求書が特許法に定める方式の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、当該請求書について補正をすべきことを命じなければならない、その補正をすべきことを命じた者が指定した期間内にその補正をしないときは、決定をもって当該請求書を却下することができる。
- (ロ) 審判長は、特許無効審判又は延長登録無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときは、いずれの審判事件においても審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。
- (ハ) 甲と乙が共同でした発明イについて、乙が、甲から特許を受ける権利を譲り受けることなく、単独で、特許出願をして特許を受け、さらにその特許権に基づき丙を相手方として特許権侵害訴訟を提起している場合、丙は、その特許が甲と乙の共同でされていない特許出願に対してされたものであることを理由として特許無効審判を請求することができる。ただし、甲及び乙は、発明イに係る自己の持分を保有したままであることとする。
- (ニ) 甲と乙の共有に係る特許権について、甲のみが、丙に対してその特許権に基づき特許権侵害訴訟を提起している場合、丙は、甲のみを被請求人として当該特許についての特許無効審判を請求することができる。
- (ホ) 特許権者は、特許法第 79 条（いわゆる先使用による通常実施権）の規定による通常実施権者があるときは、この者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

特許権又は実用新案権の侵害に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 他人の特許権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものとみなす。
- (ロ) 特許権者は、過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える損害の賠償を請求することができるが、侵害した者に重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。
- (ハ) 特許権者が、特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額としてその賠償を請求するときは、裁判所は、その額を認定するに当たり、特許権者が、自己の特許権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権の侵害があったことを前提として当該特許権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。
- (ニ) 特許権の侵害に係る損害賠償請求訴訟の終局判決が確定した後に、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて当該無効審決が確定したことを主張することができず、当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償請求訴訟においても、当該無効審決が確定したことを主張することができない。
- (ホ) 特許権者が、特許法第 102 条第 1 項の規定に基づいて、自己の特許権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、特許権を侵害した者が譲渡した物の数量のうち、特許権者自らが販売することができないとする事情に相当する数量に応じた額については、同条項に基づく損害の額とすることができない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

特許法第 41 条に規定する国内優先権又はパリ条約による優先権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割又は変更に係るものでもなく、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、また、一度した優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 甲は、パリ条約の同盟国において、発明イについて最初の特許出願Aをした後、発明ロをし、日本国において、Aに基づくパリ条約による優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをし、さらに、Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての特許出願Cをし、Cについて特許権の設定登録がされた。乙が、甲のCに係る発明の内容を知らないで自ら発明ロをし、Bの出願後、Cの出願前に、日本国内で発明ロの実施である事業の準備を始めた場合、乙は、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、甲のCに係る特許権について通常実施権を有する。
- 2 甲は、発明イ及びロについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ及びハについての特許出願Bをするとともに、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明ロ及びニについての特許出願Cをした。甲はその後、Bについて優先権の主張を取り下げた。この場合、Aは、その出願の日から1年4月を経過した時に取り下げたものとみなされる。
- 3 甲は、パリ条約の同盟国において、最初の特許出願Aをした後、日本国において、Aに基づくパリ条約による優先権の主張を伴う特許出願Bをした。甲が、Aをした同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面も、優先権主張の基礎となる出願の番号を記載した書面も、所定の期間内に特許庁長官に提出しなかった場合、Bは取り下げたものとみなされる。
- 4 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをし、さらに、Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての特許出願Cをし、Cについて特許権の設定登録がされた。乙は、Bの出願後Cの出願前に特許発明イの技術的範囲に含まれる物pを製造した。この場合、当該特許権の効力は、乙がその物pをCについての特許権の設定登録後に譲渡する行為に及ぶ。
- 5 甲は、特許出願Aをし、Aの出願の日後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う特許出願Bをした。この場合において、Bについて特許権の設定登録がされたとき、この特許権の存続期間は、Aの出願の日から20年をもって終了する。ただし、特許権の存続期間の延長登録はないものとする。

特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判の棄却審決に対する訴えにおいて審決の誤りが発見された場合、裁判所は、特許庁に特許を無効にすべきことを命ずる判決をすることができる。
- (ロ) 特許無効審判において、審判請求人甲が、当該特許について新規性欠如により無効にされるべきであると主張したが、当該審判請求は成り立たないとの審決がされた。甲は、この審決に対する訴えを提起し、新規性を認めた審決の判断には誤りがあるから取り消されるべきであると主張するとともに、予備的に、当該発明が発明の詳細な説明に記載したものではないので、当該特許は無効であると主張した。裁判所は、甲の予備的主張に理由があると判断した場合、審決を取り消すことができる。
- (ハ) 特許法の規定による処分取消しの訴えは、行政不服審査法による不服申立てをすることができない処分を除き、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。
- (ニ) 特許権者は、その特許発明が特許法第 72 条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権の許諾について協議を求めることができるが、その協議が成立せず、特許庁長官の裁定を請求し、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、裁定の謄本の送達があった日から 6 月以内であれば、訴えを提起してその額の減額を求めることができる。
- (ホ) 裁判所は、特許無効審判の確定審決に対する再審の審決に対する訴えの提起があったときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 16

特許を受ける権利、仮専用実施権又は仮通常実施権に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願人は、その特許出願について仮通常実施権を有する者があるときは、その者の承諾を得なければ、その特許出願を放棄することができない。
- (ロ) 仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者は、仮専用実施権者の承諾を得さえすれば、当該仮通常実施権を移転することができる。
- (ハ) 特許を受ける権利が共有に係るとき、各共有者は、他の共有者の同意を得ることができれば、その持分を目的として質権を設定することができる。
- (ニ) 株式会社の代表取締役のした発明についての特許を受ける権利は、その会社に帰属しない。但し、職務発明について、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることの定めはないものとする。
- (ホ) 特許出願後における特許を受ける権利の承継について、相続その他の一般承継があったときは、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出なければならないが、当該届出は、かかる承継の効力発生要件ではない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 17

特許権に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許庁長官は、特許権の設定の登録があった場合において、その特許出願について出願公開がされておらず、かつ、必要があると認めるときは、願書に添付した要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。
- (ロ) 甲及び乙の共有に係る特許権に関し、甲は、乙の同意を得なくても、その持分を移転することができる場合がある。
- (ハ) 特許権者である会社が他の会社に合併されたとき、合併後の会社に承継される特許権は、登録しなくとも承継の効力が発生する。
- (ニ) 特許権は、民法第 958 条（相続人の搜索の公告）の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、国庫に帰属する。
- (ホ) 特許権が共有に係るとき、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許発明の実施をすることができない場合がある。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 18

特許出願の分割、出願の変更、及び実用新案登録に基づく特許出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願はなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、出願公開が行われ、出願審査の請求がされ、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、特許出願について補完をすることができる旨の通知がなされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 第1年分～第3年分の特許料の納付期間が延長された場合、特許をすべき旨の査定の謄本が送達された日から30日を経過した後であっても、その延長された期間内であって特許権の設定の登録前であれば、特許出願の一部を分割して新たな特許出願とすることができる。
- (ロ) 実用新案権者は、実用新案法第19条第1項の規定による通常実施権者があるときは、その者の承諾を得なければ、実用新案登録に基づく特許出願をすることができない。
- (ハ) 特許法には、仮専用実施権に係る特許出願について特許出願の分割があったときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為に別段の定めがあるときを除き、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす規定がある。また、特許法には、仮通常実施権に係る特許出願について特許出願の分割があったときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為に別段の定めがあるときを除き、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす規定がある。
- (ニ) 実用新案登録出願人甲が、その実用新案登録出願Aを特許出願Bに変更する場合、実用新案登録出願Aを放棄しなければならない。
- (ホ) 特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定がされ、特許出願人が当該査定の謄本の送達があった日から2月後に当該査定に対する拒絶査定不服審判の請求をした場合、当該特許出願人は、その審判の請求後であっても、当該査定の謄本の送達があった日から3月以内であれば、当該特許出願の分割をすることができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 19

特許出願の手續及び出願公開に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。当該特許をすべき旨の査定には理由を付さなければならない。
- (ロ) 外国語書面出願が、特許法第 36 条の 2 第 2 項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていないものである場合、特許出願人は、出願公開の請求をすることができない。
- (ハ) 外国語書面出願の出願人甲は、外国語書面の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出したが、当該翻訳文には、外国語書面に記載した事項の範囲内にない事項が含まれていた。その後、当該外国語書面に記載した事項の範囲内にない事項について補正されず審査が行われた場合、審査官は、当該翻訳文に外国語書面に記載した事項の範囲内にない事項が含まれていることを理由として、出願人甲に対して拒絶の理由を通知しなければならない。
- (ニ) 特許出願 B は、特許出願 A から分割されたものであり、出願と同時に出願審査の請求がされたものである。審査官が、出願 B について拒絶の理由を通知しようとする場合において、その拒絶の理由が、出願 B の出願審査の請求の後に、出願 A について通知された拒絶の理由と同一であるときは、審査官は、その旨を併せて通知しなければならない。
- (ホ) 物の発明に係る特許権 A の特許権者甲は、特許権 A の設定の登録前に当該発明に係る物を業として使用していた乙に対して、特許権 A の設定の登録後に、特許法第 65 条第 1 項に規定する補償金の請求権を行使した。乙が特許権 A の設定の登録後も引き続き当該発明に係る物を業として使用した場合に、甲は、特許権 A の侵害を理由として損害賠償の請求をすることができる場合がある。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

願書に添付した明細書、特許請求の範囲の訂正に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 共有に係る特許権について、誤記の訂正を目的とする訂正審判を請求する場合、共有者間で代表者を定めて特許庁に届け出たときは、当該代表者は単独で当該審判を請求することができる。
- (ロ) 訂正の請求において、特許法第 134 条の 2 第 5 項に規定する通知（いわゆる訂正拒絶理由通知）がされた場合、請求人及び被請求人に対し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会が与えられるが、被請求人は当該指定された期間内に新たな訂正の請求をすることはできない。
- (ハ) 特許無効審判が請求されている請求項についての訂正請求の可否の判断においては、特許出願の際独立して特許を受けることができるものであるか否かについては判断されない。
- (ニ) 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面のほか、要約書の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる場合がある。
- (ホ) 二以上の請求項に係る特許について、特許無効審判と訂正審判とが同時に特許庁に係属している場合、一部の請求項について特許無効審判の請求が取り下げられたときは、当該一部の請求項について請求されていた訂正審判の請求は取り下げられたものとみなされる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【意匠】 1

意匠法第3条の2（意匠登録の要件）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、関連意匠の意匠登録出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとする。

- 1 甲が「自動車」の意匠イについて秘密にすることを請求して意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。甲は、Aの願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しないAに係る意匠公報の発行の日後、秘密請求期間経過後に発行される意匠公報の発行の日前までに、「自動車」のドアミラー部分の部分意匠ロについて意匠登録出願Bをした。Bは、イの存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶されることはない。
- 2 甲が「コーヒーわん及び受け皿」に係る意匠イについて秘密にすることを請求して意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。乙は、Aの出願の日後、Aの願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しないAに係る意匠公報の発行の日前に、イの一部である「コーヒーわん」と類似する、「コーヒーわん」の意匠ロについて意匠登録出願Bをした。Aに係る秘密請求期間の経過前に、イの存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして、Bに係る拒絶の理由が乙に通知されることはない。
- 3 甲が「腕時計」のバンド部分の部分意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。乙は、Aの出願の日後、Aに係る意匠公報の発行の日前に、Aに係る意匠公報に掲載されたイと類似する「腕時計バンド」の意匠ロについて意匠登録出願Bをした。乙がBについて意匠法第3条の2の規定に該当する拒絶理由の通知を受けた後に、乙が甲にロの意匠登録を受ける権利を譲渡しても、Bは、イの存在を理由に拒絶される。
- 4 甲が「カメラ」のレンズ部分の部分意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。乙は、Aの出願の日後、Aに係る意匠公報の発行の日前に、Aに係る意匠公報に掲載されたAの願書に添付された図面に表された意匠の一部であるストロボ部分の意匠と類似する、「カメラ」のストロボ部分の部分意匠ロについて意匠登録出願Bをした。Bは、イの存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶されることはない。
- 5 甲が「一組の飲食用容器セット」の組物に係る意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。乙は、Aの出願の日後であってAに係る意匠公報の発行の日前に、当該一組の飲食用容器セットを構成する物品の一つである砂糖入れの意匠に類似する、「砂糖入れ」の意匠ロについて意匠登録出願Bをした。Bは、イの存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶されることはない。

## 【意匠】2

意匠登録出願の補正、補正の却下に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除き、各出願は、いかなる早期公開の請求や優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 願書に添付した図面についてした補正が、審判官により決定をもって却下された場合、その決定を受けた者は、その決定に不服があるとき、補正却下決定不服審判を請求することができる。
- 2 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査又は審判に係属している場合に限り、その補正をすることができる。
- 3 願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたとき、そのことにより当該意匠権を無効にする理由が生じる場合はない。
- 4 出願当初の意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本から、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて導き出すことのできる意匠の類似の範囲にまで及ぶ補正は、意匠の要旨を変更するものとならない。
- 5 補正却下決定不服審判において、審決によりその決定を取消すべき場合に、その決定の取消と同時に意匠登録をすべき旨の審決をすることは常にできない。

【意匠】 3

組物及び内装の意匠に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠権者から組物の意匠の意匠権の侵害に係る訴訟を提起された者は、その訴訟において、組物全体として統一がないことを理由として、当該意匠登録が意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとの主張をすることができる。
- (ロ) 組物全体として統一のある「一組の応接家具セット」の組物の意匠登録出願を意匠法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき分割して、当該組物を構成する「テーブル」の意匠について、新たな意匠登録出願をすることができる。
- (ハ) 組物の意匠登録を受けようとする物品が、意匠法第 8 条に規定する経済産業省令で定める組物のいずれにも属さない場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄にその組物と同程度の組物を記載することにより、その物品に係る意匠は、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものであれば、意匠法第 8 条の 2 に規定する一意匠として出願し、意匠登録を受けることができ、同条に「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像」という規定はない。
- (ホ) 組物の意匠において、その組物を構成する物品の 1 つに係る意匠が、当該物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠（意匠法第 5 条第 3 号）である場合、そのことを理由にその組物の意匠について意匠登録を受けることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 4

意匠登録出願の願書又は願書に添付する図面等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 感染症対策用の薄いシート状の衛生用マスクについて意匠登録を受けようとして、図面に代えて見本を提出する場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であっても、その旨を願書に記載しなくてもよい。
- 2 路面に投影される画像について意匠登録を受けようとする場合において、その画像の大きさを理解することができないため意匠を認識することができないときは、その意匠に係る画像の大きさを願書に記載しなければならない。
- 3 意匠に係る画像が、その画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとするときは、その画像の当該機能の説明のみを願書に記載しなければならない旨が意匠法に規定されている。
- 4 意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出する場合であっても、意匠登録出願の願書に写真、ひな形又は見本の別を記載する必要はない。
- 5 片面に、青色の地に白色の水玉模様を配し、もう片面に、桃色の地に黒色の水玉模様を配したマフラーの意匠について意匠登録を受けようとする場合、図面等においてその白色及び黒色の彩色を省略することができる。

【意匠】 5

甲の有するキーボードの登録意匠イの意匠権Aと、乙の有する、イを利用するパーソナルコンピュータの登録意匠ロの意匠権Bと、丙の有するパーソナルコンピュータの登録意匠ハの意匠権Cとの関係について、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、ハはイを利用しないものとし、意匠ニ、意匠ホについてはいずれもハの出願の日後に実施されたものとする。また、特に文中に示した場合を除き、イ、ロ、ハの順に異日に意匠登録出願されたものとし、専用実施権及び通常実施権はないものとする。

- 1 丙が業としてハに類似する意匠ニの実施をする場合、ニがロにも類似するときは、丙は、乙の許諾を得ることなしに業としてニの実施をすることができない。
- 2 乙の意匠権Bの存続期間が満了した後、乙が業としてロにも類似する意匠ホの実施をする場合、丙の意匠権Cがなお存続し、ホがハにも類似するときは、乙はCについて通常実施権を有する。
- 3 乙は、甲に対しそのイの実施をするための通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
- 4 甲が乙の登録意匠ロの実施をするための協議を求めることができる場合において、協議が成立せず又は協議をすることができないときは、甲は、乙の裁定の請求がなくても特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 5 イ、ロ、ハそれぞれについての意匠登録出願がいずれも同日にあった場合、甲、乙及び丙は、業としてそれぞれ自己の登録意匠に類似する意匠の実施をすることができる。

## 【意匠】 6

意匠法第3条（意匠登録の要件）、第4条（意匠の新規性の喪失の例外）又は第5条（意匠登録を受けることができない意匠）に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、各設問で言及した規定の該当性のみを判断し、他の登録要件は考慮しないこととする。

また、「意匠法第4項第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面」を「例外適用証明書」と表記するものとする。

- (イ) 甲は、意匠イを創作して、ある日の朝に意匠イをインターネットの自己のサイトで公開した。その日の夕方に意匠イについて意匠登録出願Aをした。甲は、意匠イについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続をしていなければ、出願Aは、意匠法第3条第1項第2号に該当するとして拒絶される。
- (ロ) 甲が自ら撮影した風景写真イを、写真雑誌で初めて一般公開した。イに対する読者の評判がよかったので、イの公開から2月後に、甲が、長方形の「マウスパッド」の表面全体にイをそのまま表した意匠ロを創作し、販売を開始した。甲が、ロを公開して3月後に、ロに係る意匠登録出願をするとき、イ及びロについての新規性喪失の例外の規定の適用を受けることにより、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 画像の用途にとって不可欠な表示と物品の機能を確保するために不可欠な形状とを組み合わせで創作した意匠は、意匠法第5条第3号に掲げる意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。
- (ニ) 意匠登録出願に係る意匠イが、当該出願前に外国において頒布された刊行物に記載されたものであり、かつ、当該出願前にイの属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において公然知られた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであるとき、イは、意匠法第3条第1項第2号に該当し、意匠登録を受けることができない。
- (ホ) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知意匠に該当するに至った同一の公開意匠が複数ある場合、それぞれの公開の事実を証明せずとも、最先の日に行われたもののいずれか一の行為について例外適用証明書に記載されていれば足りるが、最先の公開日に同一の意匠について複数の公開行為があった場合、公開の時分の先後までは問われない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【意匠】 7

意匠権及び実施権に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 登録意匠と、それ以外の意匠とが類似であるか否かの判断にあたり、「取引者」の観点を含めることが認められる。
- (ロ) 互いに類似する意匠イと意匠ロについての2の意匠登録のうち、イに係る意匠登録を無効にされた場合の原意匠権者が、意匠登録無効審判の請求の登録前に、イに係る意匠登録が意匠法第48条第1項各号の1に該当することを知らないで、日本国内においてイの実施である事業をしているときは、その実施をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、ロに係る意匠権について意匠法第30条（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）に規定する通常実施権を有する。
- (ハ) 甲は、意匠イについて、意匠権の設定の登録を受け、意匠ロについても、意匠イを本意匠とする関連意匠として、意匠権の設定の登録を受けた。甲の意匠イに係る意匠権及び意匠ロに係る意匠権は、それぞれの設定の登録により発生するが、意匠ロに係る意匠権は、意匠イに係る意匠権の存続期間の満了を超えて存続することはない。
- (ニ) 甲の意匠イに係る意匠登録出願Aについて、イが意匠法第3条第2項の規定に該当するとして、拒絶をすべき旨の査定が確定したとき、甲は、Aの出願日後の他人の意匠登録出願に係る意匠権について先出願による通常実施権（意匠法第29条の2）を有する場合がある。
- (ホ) 登録意匠に係る物品の製造に用いることができるが、他の物品の製造にも用いることができる物品であって当該登録意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものを業として製造する行為は、その意匠が登録意匠であること及びその物品がその意匠の実施に用いられることを知りながら行われれば、当該登録意匠に係る意匠権を侵害するものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【意匠】 8

甲は、パリ条約の同盟国のX国へ令和4年1月10日に、意匠イについて正規かつ最先の意匠登録出願Pをした。

次に、甲は、令和4年5月10日に、出願Pに基づき、パリ条約による優先権の主張を伴って、日本国へ意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠イに係る意匠権が設定の登録により発生した。

意匠イを基礎意匠とする関連意匠等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、文中に記載した優先権の主張は有効なものとし、特に文中に記載した場合を除いては、各出願は、いかなる早期公開の請求や優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとし、意匠権は有効に存続しているものとする。

- 1 甲は、令和14年4月10日に、意匠イに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bをした。  
この場合、出願Bに係る意匠ロは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- 2 甲は、令和7年10月10日に、意匠イに類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをした。しかし、出願Cをした時点で意匠イの意匠権が放棄されていた。  
この場合、出願Cに係る意匠ハは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができない。
- 3 甲は、令和7年5月10日に、意匠イと類似する意匠ニについて意匠登録出願Dをした。また、甲は令和5年5月10日に意匠ホを公知にしていた。なお、意匠ホは意匠ニと類似するが、意匠イとは非類似である。  
この場合、出願Dに係る意匠ニは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができない。
- 4 甲は、意匠イと類似する意匠ヘについて意匠登録出願Eをし、出願Eに係る意匠ヘは意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けている。その後、甲は、令和10年5月10日に、意匠トについて意匠登録出願Fをした。なお、意匠トは意匠ヘと類似するが、意匠イとは非類似である。  
この場合、出願Fに係る意匠トは、意匠ヘを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- 5 甲が令和12年5月10日にした特許出願に、意匠イと類似する意匠チが記載されていた。甲は、令和16年5月10日に、この特許出願を適法に変更して、意匠チについての意匠登録出願Gとした。  
この場合、出願Gに係る意匠チは、出願Aに係る意匠イを本意匠とする関連意匠として登録を受け

ることができる。

【意匠】 9

意匠法における意匠に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 電気掃除機の内部にあり、外部から視認できないモーターの形状は、電気掃除機の部分として意匠登録の対象となる。
- (ロ) 姫路城の壁に投影される画像は、投影機の操作の用に供されるものである場合には、意匠登録の対象となる。
- (ハ) 粉状物の集合であって固定した形態を有する「角砂糖」は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。
- (ニ) 屋外用いすと屋外用テーブルの脚部に統一感ある模様が施されているときは、その脚部の模様部分は、意匠に係る物品を「一組の家具セット」とする部分意匠として意匠登録の対象となる。
- (ホ) マフラーは、販売時において結んだ形状で展示されている。マフラーを結んだ形状は、意匠登録の対象となる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 10

秘密意匠制度に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内にその意匠を秘密にすることを請求することができる。
- (ロ) 意匠イに係る意匠登録出願Aと意匠ロに係る意匠登録出願Bが同日に出願され、イとロが類似するとき、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立しないことを理由として、拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、イのみについて秘密にすることを請求していたとき、ロについては、願書及び願書に添付した図面の内容について、当該査定の確定後、イの秘密請求期間が終了するまで待たずに、直ちに意匠公報に掲載される。
- (ハ) 第1年分の登録料を納付する者が利害関係人である場合、利害関係人は、登録料の納付と同時に当該意匠を秘密にすることを請求することが認められる。
- (ニ) 甲の意匠登録出願について、当該意匠が乙の秘密意匠である登録意匠イに類似することを理由として、拒絶の理由が通知された。甲が、特許庁長官にイについて閲覧を請求した時、特許庁長官は、その請求を認めるか否かに関わらず、乙にその請求があった旨を通知しなければならない。
- (ホ) 秘密意匠権者がその意匠権を侵害する者に対して損害賠償を請求する場合、秘密請求期間の経過後は、直ちに侵害行為について過失の推定規定の適用を受けることができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【商標】 1

商標法第2条に規定する商標及び標章の使用に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商品又は商品の包装に標章を付したものを輸入する行為は商標法上の使用に該当するが、当該輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれる。
- (ロ) レストランが料理を提供する際、飲食提供用の食器類に標章を付する行為は商標の使用となるが、標章を付したコーヒーサイフォンを客が飲食する店内カウンターの上に置く行為は、商標の使用とはならない。
- (ハ) 「色彩」は商標の構成要素ではあるが、文字、図形又は記号と異なり独立して構成要素となることはできない。
- (ニ) 「商標」は、必ず視覚に訴えるものでなければならない。したがって、音声、におい、味は、いずれも、商標法上の商標ではない。
- (ホ) クリーニング業者がクリーニング後の被服類を自己の標章が付されたビニール包装に入れて顧客に返却する行為は、商標の使用に該当する。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【商標】2

商標権の効力等に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには商標の外観、観念、称呼により判断すべきであって、これら以外の要素を踏まえて判断すべきではない。
- (ロ) 商標権者は、当該商標権について専用使用权の設定等の他人の権利による制限がない限り、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有するとともに、商標権のうちの類似範囲の商標についても使用をする権利が商標法上認められている。
- (ハ) 商標権の効力についての特許庁の判定は、商標権侵害訴訟の確定判決と同一の効力を有する。
- (ニ) いわゆるハウスマークに代表されるような識別力のある商標に識別力のない文字等を結合させた商標について、その商標中の当該識別力のない文字等の部分には商標権の効力は及ばない。
- (ホ) 商標権の効力は、自己の名称の著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標に及ぶ場合がある。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

### 【商標】 3

団体商標及び地域団体商標に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなく、その出願に係る商標と同一又は類似の商標を、当該出願に係る指定商品と同一又は類似の商品について使用していた者が、継続してその商品についてその商標を使用する場合は、当該商標がいわゆる周知であることを要件として、商標法第 32 条の 2 の先使用权を有する。
- (ロ) 地域の名称のみからなる商標については、地域団体商標の商標登録を受けることができる場合はない。
- (ハ) 団体商標に係る商標権については、専用使用权の設定又は通常使用权の許諾をすることができない。
- (ニ) 類似の指定商品について使用する類似の商標について 2 の商標登録があり、その 1 である団体商標の商標登録が商標登録の無効の審判の請求により無効になった場合において、当該団体の構成員がその審判の請求の登録前に善意で日本国内において無効になった商標登録に係る指定商品についてその団体商標の使用をし、その団体商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その指定商品についてその団体商標を継続して使用する権利は、当該団体の他の構成員も有する。
- (ホ) 団体が団体商標の商標登録を受けるためには「その構成員に使用させる商標」でなくてはならないので、その団体だけが使用する商標は登録できない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【商標】 4

商標の審判等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第 53 条第 1 項の審判（使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）においては、通常使用権者が許諾範囲に係る指定商品についての登録商標の使用であって、商品の品質の誤認を生ずるものをしたときは、商標登録を取り消すべき旨の審決がなされることがある。
- 2 商標法第 4 条第 4 項の規定により商標登録がされたことで、類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であって他の登録商標に係る商標権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。
- 3 商標権者が指定商品について登録商標を使用し、他人の業務に係る商品と混同を生じさせることについて故意があったとしても、商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判（商標法第 51 条第 1 項）により、当該商標登録は取り消されることはない。
- 4 商標法第 50 条第 1 項の審判（商標登録の取消しの審判）により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる。
- 5 2 以上の指定商品に係る商標登録に対して、それらの指定商品について不使用による商標登録の取消しの審判（商標法第 50 条第 1 項）の請求をしたとき、請求人は、指定商品ごとにその請求を取り下げることができる。

## 【商標】 5

商標登録出願手続等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内で開催される博覧会であっても、その博覧会が当該外国の政府若しくはその許可を受けた者が開催する国際的な博覧会であって特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品に使用した商標について、その商標の使用をした商品を出品した者が、その出品の日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなされる。
- 2 願書に記載した商標登録を受けようとする商標については、補正をすることができる場合はない。
- 3 願書の指定商品並びに商品及び役務の区分を「第3類 化粧品、薬剤」と記載して出願した商標登録出願において、その指定商品並びに商品及び役務の区分を「第3類 化粧品」及び「第5類 薬剤」の2区分にわたる指定商品並びに商品及び役務の区分にする補正は、指定商品の要旨を変更するものとして却下される。
- 4 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があった場合において、全ての商標登録出願人がそれぞれの商標について商標登録を受けることができる場合はない。
- 5 通常の商標登録出願（団体商標の商標登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願）の出願人は、その出願についての査定又は審決が確定する前であっても、その出願を地域団体商標の商標登録出願に変更することができない。

【商標】 6

商標登録出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 他人の氏名を含む商標であって、商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があり、商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないものは、商標登録を受けることができる。
- (ロ) 商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されていない他人の肖像を含む商標は、その他人の承諾を得ていなくても商標登録を受けることができる。
- (ハ) 商標法第4条第1項第9号に規定する博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標であっても、その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものであれば、商標登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) 「ジュネーブ十字」の名称からなる商標は、商標登録されることはない。
- (ホ) 商標法第4条第1項第11号に該当する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得てさえいれば、同号の規定は適用されない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【商標】 7

商標法第3条に規定する商標の登録要件に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 理髪店を営む甲は、業界で広く一般に用いられている店頭の赤青白の三色マークを元にした新たな図形商標を考え、「理容」を指定役務として出願した。この図形商標は、前記三色マークに類似するとしても、登録される場合がある。
- (ロ) 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、自他商品又は自他役務の識別力を欠くものを除いて商標登録を受けることができるとされているが、商標登録出願人が、現にその指定商品又は指定役務に係る業務を行っていないときは、その商標の使用をするとはいえないから、当該商標登録出願は必ず拒絶される。
- (ハ) 商標登録出願に係る商標が、その指定商品「乳酸菌飲料」の容器の形状に係る立体商標である場合、この容器の形状が、容器自体の持つ機能を効果的に発揮させる目的で選択される限りにおいては、原則として、商標登録を受けることができない。
- (ニ) 商標登録出願に係る商標が、「商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、当該出願の指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産されていることを要する。
- (ホ) 種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録が消滅した後においても、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について商標登録を受けることができない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【商標】 8

商標権の侵害及び侵害訴訟等に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標権者の許諾を得ることなく登録商標をその指定商品「CPU（中央処理装置）」に付した後、その「CPU（中央処理装置）」を非類似の商品である「パチスロ機」の主基板に組み込んでなる完成品「パチスロ機」を販売することは、流通過程でその「CPU（中央処理装置）」に視認可能性があるとの要件が充足されれば、商標権の侵害となる場合がある。
- (ロ) 商標権侵害訴訟の被告は、その登録商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている商標に類似する商標であるために商標法第4条第1項第10号による無効理由を有する場合、その設定登録の日から5年を経過した後であっても、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たすることを抗弁とすることができる。
- (ハ) 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は商標権を侵害するが、そのような商品の輸入であっても、当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係がある場合であれば、いわゆる真正商品の並行輸入として、いかなるときも商標権侵害にあたることはない。
- (ニ) 地域団体商標に係る商標権を有する団体の構成員は、その地位に基づき、当該商標権を侵害する者に対し、その侵害行為の差止めを請求することができる。
- (ホ) 商標権の侵害訴訟において、登録商標に顧客吸引力が全く認められず、その登録商標に類似する標章を使用することが侵害者の商品の売上に全く寄与していないことが明らかな場合であって、侵害者が損害の発生があり得ない旨を抗弁として主張立証したときは、使用料相当額の損害（商標法第38条第3項）も生じていないとして当該損害の賠償の責めを免れることができる場合がある。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【商標】 9

商標の審判及び登録異議の申立てに関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 登録商標が、その商標登録がされた後、商標登録の無効の審判の請求時まで、地方公共団体を表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標に該当するものとなっているときは、それを理由として当該審判を請求することができる。
- (ロ) 不適法な登録異議の申立てであって、その補正をすることができないものについて、登録異議申立人に意見を述べる機会を与えることなく決定をもって却下された場合には、その申立人は当該却下に対して不服を申し立てることができる。
- (ハ) 登録異議の申立てに係る商標登録を取り消すべき旨の決定が確定したときは、その商標権は当該決定が確定したときから存在しなかったものとみなされる場合がある。
- (ニ) 商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標を、他人に損害を加える目的で商標登録を受けた場合、そのことを理由として、無効の審判を請求することはできない。
- (ホ) 審判長は、登録異議の申立てについての審理においては、事件が登録異議の申立てについての決定をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【商標】 10

マドリッド協定の議定書に基づく特例等に関し、次のうち、誤っているものはどれか。

- 1 国際登録に基づく登録商標が、その登録前の国内登録に基づく登録商標と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品と重複している場合であって、商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなされる。
- 2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更（信託によるものを除く。）又は消滅は、国際事務局の管理する国際登録簿ではなく、特許庁に備える商標原簿に登録されたところによる。
- 3 日本国を指定する領域指定は商標登録出願とみなされ、その領域指定には事後指定も含まれるが、事後指定の場合の商標登録出願の日は、国際登録簿に事後指定の記録がなされた日である。
- 4 国際商標登録出願も出願公開の対象となるが、出願公開をする場合には、商標登録出願の番号に代えて、国際登録の番号が商標公報に掲載される。
- 5 国際登録に基づく商標権の移転は、相続その他の一般承継による移転を含めて、登録しなければ、その効力を生じない。

## 【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 受理官庁は、国際出願にこの条約第 14 条(1)(a)に規定する欠陥が含まれていることを発見した場合には、出願人に対し、所定の期間内に国際出願の補充をすることを求め、出願人が補充をしなかった場合には、その国際出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (ロ) 指定官庁が適用する国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、特許協力条約及び特許協力条約に基づく規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならないが、国際出願、その翻訳文又は国際出願に関する書類を 2 通以上提出することを要求することができる。
- (ハ) 2 人以上の出願人がある場合において、すべての出願人が共通の代理人又は共通の代表者を選任しなかったときは、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている出願人は、すべての出願人の共通の代表者とみなされ、指定国の指定の取下げの通告について他の出願人の代わりに署名する権限を有する。
- (ニ) 願書には、2 人以上の出願人があるときは、各出願人につき、氏名又は名称、あて名、国籍及び住所を記載しなければならない。しかし、受理官庁が国際出願に欠陥が含まれていないかどうかを点検する際には、国籍についてのみ、2 人以上の出願人のうち、当該受理官庁に国際出願をする資格を有する 1 人の出願人について記載されていれば、出願人に関する記載として十分なものとされる。
- (ホ) 国際事務局は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。

1 1 つ

2 2 つ

3 3 つ

4 4 つ

5 5 つ

## 【条約】 2

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 出願人は、優先日から 30 月を経過する前にいつでも、国際出願を取り下げることができるが、その取下げは、出願人の明示の請求により当該国際出願の審査を開始している選択官庁については、効力を生じない。
- 2 出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくはすべてを優先日から 30 月を経過する前にいつでも、取り下げることができ、その取下げは、国際事務局に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる。
- 3 出願人は請求により国際出願中の明白な誤記を訂正することができるが、権限のある機関が訂正を拒否する場合には、国際事務局は、拒否の日から 2 月以内に提出された出願人の要請に応じ、また、特別の手数料の支払を条件とすることなく、拒否された当該訂正のための請求を国際出願とともに公表する。
- 4 国際出願が、パリ条約のストックホルム改正条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該先の国内出願を受理した当局が認証したその出願の謄本は、一定の場合を除き、出願人が優先日から 16 月以内に国際事務局又は受理官庁に提出する。
- 5 受理官庁としての日本国特許庁に国際出願がなされた場合、国際出願に要約書が含まれていないとき、又は、要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていないときは、特許庁長官は出願人に対して手続の補正を命じなければならない。

### 【条約】 3

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 出願人がその居住者である締約国の国内官庁を受理官庁として国際出願を行う場合、出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に当該国内官庁に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について1回に限り補正をすることができる。
- (ロ) 出願人は、補充国際調査を行うことを請求する場合には、その請求は補充国際調査を管轄する2以上の国際調査機関について行うことができる。
- (ハ) 補充国際調査の請求は、受理官庁又は国際調査機関に対して行う。
- (ニ) 国際予備審査報告には、国際調査報告で引用された文献が全て列記される。また、国際予備審査に当たっては、国際調査報告が作成されていない発明に関する請求の範囲についても、国際予備審査の対象としなければならない。
- (ホ) 国際出願に含まれている要約が特許協力条約に基づく規則第8規則〔要約〕の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら要約を作成する。出願人は、国際調査機関が作成した要約について意見を述べる機会を与えられる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

#### 【条約】 4

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 出願人は、国際予備審査の請求書の提出の時又は国際予備審査報告が作成されるまでの間、特許協力条約第 34 条の規定に基づく補正書を提出することができる。その補正書は、国際事務局に提出するものとされている。
- 2 国際調査機関が作成した書面による見解が国際予備審査機関の書面による見解とみなされる場合、出願人がその見解に対する答弁書の提出を求められることはない。
- 3 国際予備審査の請求について支払わなければならない手数料は、国際予備審査機関のための予備審査手数料のみである。
- 4 国際予備審査の請求をする 2 人以上の出願人がある場合には、そのうちの少なくとも 1 人の出願人が、特許協力条約第 2 章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民であれば、同章の規定に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に国際出願していないときでも、国際予備審査の請求をすることができる。
- 5 国際予備審査報告に添付する所定の附属書類について、選択官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、当該附属書類の原語が選択官庁により要求される国際出願の翻訳文の言語でない限り、出願人が、当該附属書類の翻訳文を作成し、選択官庁に送付する。

## 【条約】 5

特許法に規定する国際特許出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 外国語特許出願の出願人は、国内公表があった後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。
- 2 外国語特許出願の出願人は、特許協力条約第 34 条（2）（b）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条（2）（b）の規定に基づき提出された補正書の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 外国語特許出願の出願人は、特許協力条約第 19 条（1）の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間内に、国際出願日における請求の範囲の日本語による翻訳文に加えて、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文についても提出しなければならない。
- 4 日本語特許出願の出願人は、特許協力条約第 34 条（2）（b）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条（2）（b）の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。
- 5 日本語特許出願の出願人は、特許協力条約第 19 条（1）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条（1）の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。

## 【条約】 6

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「協定」という。）及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（以下「議定書」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「議定書」において、国際出願は本国官庁経由で行わなければならない、国際事務局に対して直接行うことはできない。
- 2 「議定書」において、本国官庁が国際出願を受理した日から2月の期間内に国際事務局が国際出願を受理したときは、当該本国官庁が受理した日を国際登録の日とし、当該2月の期間の満了後に国際事務局が国際出願を受理したときは、国際事務局が受理した日を国際登録の日とする。
- 3 「議定書」において、国際登録による標章の保護については、国際登録の日から5年の期間の満了前に、基礎登録の無効を求める申立て手続が開始され、当該5年の期間の満了後に基礎登録が確定的な決定により、無効とされた場合は、本国官庁からの該当する範囲についての国際登録の取消しの請求により、国際事務局は当該範囲について国際登録を取り消す。
- 4 「協定」において、国際登録の所有権の変更は、新権利者が国際出願をする資格を有しなくても、認められる。
- 5 「協定」において、国際登録は、国際登録の日から起算して5年を最初の期間として効果を有し、所定の手続に従い、所定の手数料を支払うことを条件として、5年の期間の更新を少なくとも2回行うことができる。

## 【条約】 7

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）について、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権を主張することを理由として、又は優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分についても、通常の場合に従い、先の出願が優先権を生じさせる。
- (ロ) 最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、優先権の主張の基礎とされた後に、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は優先期間の初日とされる。
- (ハ) 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。
- (ニ) 優先権の利益によって取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。
- (ホ) いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者に限り、他の同盟国において出願をすることに関し、優先権を有する。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

## 【条約】 8

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）について、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章ならびに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し、又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止する。ただし、監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。
- (ロ) 同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされる場合がある。
- (ハ) 同盟国である本国 X において正規に登録された商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が X 国において登録された時の形態における商標の識別性に影響を与えないときには、他の同盟国 Y においてその変更を唯一の理由として登録を拒絶される場合はない。
- (ニ) 不法に商標を付した産品が、その商標について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される場合、その同盟国は、輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認める法令を有していなくても、他の同盟国の国民のために、これらの措置をとらなければならない。
- (ホ) 特許発明が実施されず又はその実施が十分でないことを理由として強制的に設定された実施権は、特許権者が、自ら実施したり第三者に実施権を許諾することを禁止するものではないが、上記と同一の理由で強制的に設定された実施権については、その実施の事業とともに移転する場合を除くほか、再実施権の許諾の形式でも移転することはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【条約】 9

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「T R I P S 協定」という。）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 加盟国は、人の治療のための診断方法を特許の対象から除外することができるが、動物の治療のための診断方法を特許の対象から除外することはできない。
- 2 加盟国は、標識の視覚による認識可能性を商標登録の条件とすることが義務づけられている。
- 3 加盟国は、視覚によって認識することができない標識を、商標として登録することができる。
- 4 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求しなければならない。
- 5 加盟国は、商標の実際の使用を登録出願の条件とすることはできず、登録要件とすることもできない。

【条約】 10

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与え、更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えなければならない。
- (ロ) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための手続的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保しなければならない。
- (ハ) 加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。
- (ニ) 加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。
- (ホ) 暫定措置が申立人の作為又は不作為によって失効した場合、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【著作権法】 1

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲が描いた漫画の主人公のイラストを利用して、乙がアニメーションAを作成した。Aについて、乙は著作権及び著作者人格権を有し、甲は乙と同一の種類の著作権を有する。
- 2 甲社は、乙社からの依頼を受けて、乙社の商品のテレビコマーシャルAを製作することになり、社外の監督丙に撮影を依頼した。Aが、丙の判断と指示に基づき撮影され、完成された場合でも、Aの著作権及び著作者人格権は、甲社が有する。
- 3 甲社の従業員乙が、上司の指示を受けて甲社の営業秘密に関する文書Aを作成した。 Aに甲社の名称も乙の氏名も付されていない場合、Aの著作権及び著作者人格権は、乙が有する。
- 4 甲が作曲した楽曲Aを、乙が編曲した場合、その編曲に関する著作権及び著作者人格権は甲が有し、乙は何ら権利を有しない。
- 5 甲が行った講演Aについて、その録音に基づき、逐語的にそのまま文書化した乙は、その文書について著作権及び著作者人格権を有する。

【著作権法】2

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 新たに作成された独創的なプログラム言語は、著作物となる。
- 2 小説を点字に変換した文書は、一般に、小説の二次的著作物に該当する。
- 3 国の作成した白書は、著作権法上の保護の対象とはならない。
- 4 学校の教室に備え付けられた生徒用の椅子でも著作物として保護される。
- 5 即興のダンスで創作性のあるものは、著作物となる。

【著作権法】3

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 名作絵画を故意に焼失させる行為は、同一性保持権の侵害となる。
- 2 デパートのBGMとして音楽がメドレーで流される場合に、その音楽の著作物の著作者の氏名を表示しなくとも氏名表示権の侵害を構成しない。
- 3 他人の小説を無断で改変した場合であっても、客観的に社会的評価が高まるような改変であれば、同一性保持権の侵害を構成しない。
- 4 美術の著作物の著作者が原作品を譲渡した場合には、原作品の譲渡に際し公衆に提示しない旨の特約が付されていたとしても、展覧会に出品する行為は公表権の侵害を構成しない。
- 5 甲が乙に対して、絵画が完成したならばそれを公表することについて承諾していた場合、その絵画を甲が完成する前に、乙がその絵画を無断で公表しても、甲の公表権を侵害しない。

【著作権法】 4

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 映画の著作物の著作権の存続期間が満了した後であっても、その映画をテレビ放送する放送局は、その映画の原作小説の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 2 放送局が、オリンピック大会の競技結果をニュース番組で報道する場合、そのオリンピック大会の公認テーマ曲を当該番組の冒頭で流す行為について、そのテーマ曲の著作権者の許諾を得る必要はない。
- 3 アマチュアのストリート・ミュージシャンが、多くの通行人を聴衆として、対価を受けることなく、駅前で音楽を演奏する場合、その音楽の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 4 海賊版であることを知らずに映画の DVD を仕入れた小売業者は、その DVD が海賊版であることを知った後も、当該映画の著作権者の許諾なしにその DVD を販売することができる。
- 5 音楽 CD に施された権利管理情報を除去する行為は、営利目的がなければ、刑事罰の対象とならない。

【著作権法】5

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 バイオリニストの演奏が録音されている市販の音楽CDを用いて、その演奏をラジオで放送する場合には、そのバイオリニストの許諾を得る必要はない。
- 2 映画に出演した俳優は、その映画のDVDの最初の販売の日から1月以上12月を超えない範囲で法令の定める期間は、実演家として、その映画のDVDの貸与について貸与権を有するが、その期間を経過した後は、排他権のない報酬請求権を有するにすぎない。
- 3 実演家は、その実演の改変によって実演家の名誉又は声望を害される場合でなければ、同一性保持権侵害の主張をできない。
- 4 実演家に与えられる実演家の人格権は、氏名表示権と同一性保持権のみであり、実演家に公表権は与えられていない。
- 5 映画に出演した俳優は、映画のDVD化にあたって、録画権を主張することはできない。

## 【不正競争防止法】 1

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 無体物であるタイプフェイス(印刷用書体)は、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示における商品には含まれない。
- 2 甲が、米国で周知である乙の商品等表示を日本国内で無断で事業に使用し、乙の信用に基づいて当該事業の日本国内における信用が形成された場合、甲は、当該表示について自己の商品等表示として不正競争防止法第2条第1項第1号により保護を受けることができる。
- 3 商標登録を受けている文字商標は、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示には含まれない。
- 4 病院の経営において使用される営業の表示は、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示に含まれる。
- 5 商品の容器・包装は、特定の企業の商品の出所を示す表示として機能する場合であっても、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示には含まれない。

## 【不正競争防止法】 2

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 重要な技術上の情報について秘密管理がなされていなかった場合でも、保有者に損害を加える目的で当該情報を使用する行為は、営業秘密に係る不正競争となる。
- 2 営業秘密が記載された書類であって、社内からの持ち出しが禁止されているものを、在宅勤務のために営業秘密保有者に無断で自宅に持ち帰る行為は、営業秘密に係る刑事罰の対象となる。
- 3 レストラン経営のノウハウを含む営業秘密を管理する立場にある競業他社の社長を、その経営能力に期待して引き抜き、自社の役員として採用する行為は、営業秘密に係る不正競争となる。
- 4 業務の過程で公表前の新製品に関する営業秘密を示されていた従業員が、当該営業秘密が記された書類を、誤ってセミナー資料に含めて他社の従業員に配布してしまったとしても、営業秘密に係る不正競争とはならない。
- 5 自己の所有するパソコンに営業秘密のデータを上司の承認を得て保存していた従業員が、データ消去義務に反して、当該データを消去し忘れて、当該パソコンを保管し続けることは、営業秘密に係る刑事罰の対象となる。

【不正競争防止法】 3

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲社は、その社長である乙の丙社に対する個人的な恨みから、競争関係の存在しない丙社の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布し、丙社は営業上の利益を侵害された。甲社の行為は、信用の毀損に係る不正競争となる。
- 2 スマートフォンを製造販売する甲社は、客観的な事実に基づき、競合他社である乙社の製造販売するスマートフォンと比較して、その性能や品質について甲社の製品がより優れていることを内容とした比較広告を雑誌に掲載した。これにより、乙社のスマートフォンの売上げが減少した。甲社の行為は、信用の毀損に係る不正競争となる。
- 3 甲社は、電気用品安全法所定の検査を受けていない電子ブレーカに、同法の規定する技術基準に適合している旨同法所定の適合検査で証明されたことを示す表示である PSE 表示を付して、販売を行っている。甲社の行為は、品質の誤認の惹起に係る不正競争となる。
- 4 甲社の従業員である乙は、甲社から貸し出されている USB メモリのパスワードを、丙に漏洩した。乙の行為は、技術的制限手段に係る不正競争となる。
- 5 甲社は、イギリスの国旗を印刷したハンカチを日本において製造し、日本製であることを明確に示したタグを付けて販売している。甲社の行為は、原産地の誤認の惹起に係る不正競争となる。

【不正競争防止法】 4

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 日本法人の従業員が、わが国において、外国の地方公共団体により発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を直接に所有されている事業者であって、その事業の遂行に当たり、外国の地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせないことを目的として、利益を供与した場合、その日本法人の従業員は処罰される。
- 2 国際オリンピック委員会の職員に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせることを目的として、金銭を供与する行為は、罰則の対象とならない。
- 3 日本法人の従業員が、わが国において、公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせないことを目的として、金銭を供与した場合、その日本法人の従業員は処罰される。
- 4 わが国において、外国公務員に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせないことを目的として、利益を供与した者は、当該外国に主たる事務所が存する法人の従業員である場合には、処罰されない。
- 5 日本法人の従業員が、わが国において、外国公務員に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせることを目的として、金銭の供与の申込みをした場合、その日本法人の従業員は、実際には金銭を供与しなくても、処罰される。

【不正競争防止法】 5

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 非営利事業を行う者であっても、他人の不正競争行為によりその信用を害された場合には、当該行為の差止めを請求することができる。
- 2 他人の著名な商品表示を付した商品を販売する者に対し、当該行為により営業上の利益を侵害された者は、当該商品の販売差し止めとともに、その廃棄を請求することもできる。
- 3 外国の国旗と類似のものを商標として使用した商品を販売したとしても、刑事罰の対象にはならない。
- 4 不正競争行為により他人の営業上の信用を害した者に対して、裁判所は、当該行為が過失による場合であっても、その信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。
- 5 裁判所の秘密保持命令に違反して、その対象となった営業秘密を使用する行為は、刑事罰の対象となる。